

# 仕 様 書

## 1 業務委託名

瀬戸市子ども総合計画改定業務

## 2 業務の目的

瀬戸市は、すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立して社会に羽ばたける社会環境をつくるため、子どもの最善の利益を基本理念に、子ども・若者を総合的かつ計画的に支援するために「瀬戸市子ども総合計画」を令和2年度に策定した。

令和7年度をもって、瀬戸市子ども総合計画の計画期間が終了するため、アンケート調査結果を踏まえたデータの収集・集計・分析を行い、本市の子ども施策に係る現状と課題に対応する計画に改定することを目的とする。

## 3 業務の場所

瀬戸市役所及び瀬戸市が指定した場所のほか、受注者所在地

## 4 委託期間

契約確定日の翌日から令和7年3月12日（水）まで

## 5 法令等の遵守

受注者は本仕様書のほか、各種法令、瀬戸市における関係条例、契約約款を遵守する。

## 6 受注者の義務

受注者は、業務の遂行にあたって次の事項に留意しなければならない。

- (1)業務において知りえた情報は、他に漏らさないこと。
- (2)業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を書面で得ること。
- (3)仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議をして書面により決定する。

## 7 業務担当責任者

- (1)受注者は業務における業務担当責任者を定め、発注者に経歴を付記して届け出なければならない。
- (2)業務担当責任者は、契約に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

(3)業務担当責任者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

## 8 業務体制

受注者は、業務の遂行にあたり業務体制を整え発注者に報告しなければならない。

## 9 業務内容

### (1) アンケート調査業務

#### (ア) 調査対象及び調査対象者数（令和5年4月7日現在）

- ・年長児保護者 約1,200名程度
- ・小学5年生児童 約1,200名程度
- ・小学5年生児童の保護者 約1,200名程度
- ・中学2年生生徒 約1,200名程度
- ・中学2年生生徒の保護者 約1,200名程度
- ・17歳（高校2年生） 約1,300名程度
- ・青年（19歳～29歳） 約1,000名程度

#### (イ) 調査票等の作成及び修正

受注者は、別表1に示す帳票ごとの設問について、子どもとその保護者と若者を対象に必要な基礎データとして有効な設問を企画・立案し発注者と協議をし、調査票の作成と修正を行う。

#### (ウ) 調査依頼状の作成と印刷

受注者は、調査票に接続されるQRコードを印刷した調査協力依頼状を作成し、別表1に示す依頼状発送分の印刷を行う。

#### (エ) 電子媒体を活用した調査

発注者は、(ウ)で作成した調査票を基に、小学校5年生、中学校2年生については各児童に配布しているタブレット端末の活用、それ以外はgoogle forms等を活用し回答を収集する。

#### (オ) 調査依頼状の発送

発注者は、調査票の発送、收受に必要な調査対象者の宛名ラベル作成し受注者に提供し、受注者は宛名ラベルを封筒に貼り郵送する。なお、封筒の購入費及び郵送費は受注者の負担とする。

#### (カ) 調査票の印刷と発送と回収

受注者は、電子媒体を活用しない調査対象者用の調査票の印刷と発送と回収を行う者とする。なお、電子媒体を活用しない調査対象者は、別表1の調査票②、③、④の対象者の2%と想定する。

(キ) データの分析

発注者は、回収した(エ)の回答を電子媒体で受注者に提供する。受注者は発注者から提供された情報を活用し、性別や年齢などの属性項目や、その他の調査項目のクロス集計等の分析を行い、表やグラフを用いて課題の抽出や分析コメントの作成を行う。

(ク) 会議等への出席

受注者は、発注者が主催する会議等に、発注者が必要とした場合に出席する。

(ケ) 調査報告書の作成

受注者は、分析の結果や出席した会議等の意見を基に調査報告書を作成する。

(2) 瀬戸市子ども総合計画改定業務

(ア) 子ども総合計画の取組み成果等の提供

発注者は子ども総合計画に示す事業の取組み成果及び他の機関が行った子どもや若者及び保護者に対して行った調査結果等を受注者に提供する。

(イ) 視点に基づく課題等の整理

受注者は、(1)アンケート調査業務の結果及び国や愛知県が行った調査結果並びに子ども総合計画に示す事業の取組み成果等を基に、「子ども・若者の視点」、「家庭の視点」、「地域の視点」から今後の本市における子ども施策の課題の整理をする。

(ウ) 子ども総合計画改定の構成と骨子の作成

受注者は、(イ)の整理結果を踏まえ、受注者の提案を参考として、国の子ども大綱と整合が取れる子ども総合計画改定の構成と骨子を発注者と協議して作成する。

(エ) 子ども総合計画改定のたたき台の作成

(ウ)で作成した構成と骨子を基に、子ども・子育て会議、子ども若者会議及び庁内関係機関で検討するための子ども総合計画改定のたたき台を作成し、電子データで発注者に提供する。

(オ) 子ども総合計画改定案の作成

発注者は、(エ)で作成したたたき台に対する子ども・子育て会議、子ども・若者会議、庁内関係機関等からの意見をまとめ、受注者は発注者の指示に基づき修正をして子ども総合計画改定案を作成する。

(カ) 子ども総合計画改定案の修正

発注者が行うパブリックコメント及び子ども・子育て会議の答申結果、子ども・若者会議の意見を発注者がまとめ、受注者は発注者の指示により子ども総合計画改定案の修正をする。

(キ) 子ども総合計画改定版の作成

(カ)で修正したものを子ども総合計画改定版と概要版を作成する。

(ク) 会議等への出席

受注者は、発注者が主催する会議等に、発注者が必要とした場合に出席する。

10. 成果品の提出

受注者は成果品として次の提出物を発注者が指定した場所に委託期間終了前に提出する。なお提出期限は契約締結前に発注者と協議して決めるものとする。

(1) 成果品

(ア) アンケート調査業務

- ・作成した各調査票2部、調査票の原稿及び電子ファイル
- ・報告書の原稿及び電子データ
- ・報告書（A4版100ページ以内）2部
- ・報告書の概要版（A3両面程度）の原稿の電子データ
- ・その他市が提出を求めたもの

(イ) 瀬戸市子ども総合計画改定業務

- ・子ども総合計画改定版（A4版120ページ以内）、改訂版の原稿及び電子ファイル
- ・子ども総合計画改定版概要版（A3番両面2枚以内）、概要版の原稿及び電子ファイル
- ・その他市が提出を求めたもの

別表 1

帳票	調査対象	調査対象者数	調査依頼文配布
①	小学5年生、中学2年生	2,400	0
②	年長児、小学5年生、中学2年生の保護者	3,600	3,600
③	高校2年生	1,300	1,300
④	青年（19歳～29歳）	1,000	1,000
合 計		8,300	5,900